



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ファインシンター
代表者名 取締役社長 水野 豊
(コード番号 5994 東証第 2 部)
問合せ先 取締役経営管理部長 鈴木 哲彦
(TEL 0568-88-4355)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 64 期定時株主総会に、以下のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 環境保全の取り組みの一環として、保有資産を有効活用した発電および売電を検討中であり、つきましては定款第 2 条（目的）に発電および売電に関する事業を追加するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）および定款第 40 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 1 条 (条文省略) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(5) (条文省略) <u>(6)前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(目的) 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(5) (現行どおり) <u>(6)発電および売電に関する事業</u> <u>(7)前各号に付帯関連する一切の事業</u>

<p>第 3 条～第 27 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 28 条～第 35 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 36 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 27 条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外取締役との間に、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任に 関し、法の定める最低責任限度額を 限度とする契約を締結することが できる。</u></p> <p>第 29 条～第 36 条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外監査役との間に、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任に 関し、法の定める最低責任限度額を 限度とする契約を締結することが できる。</u></p> <p>第 38 条～第 42 条 (現行どおり)</p>
--	---

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 25 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 25 日

以上